

で、できる限り早期に実施すべきである、こうした判断から平成二十九年八月一日施行としたところがございます。

今般の改革によりまして新たに六十四万人の方が年金受給権を得るというふうに見込まれているところでございまして、これを通じまして、高齢期の所得、そして消費の底上げが期待されるところでございます。

また、納付していたました年金保険料を極力給付に結び付ける、こうしたことによりまして国民の年金制度に対する信頼を一層高めますとともに、若い世代の方々の保険料の納付意欲がまた高まる、こうしたこと期待しているところでございます。

○太田房江君 ありがとうございます。
効果としてはそのとおりだと思うんですけど、前回の質問でも、後半のところでは、最大でも六万円という年金だけではなくて生活できないのではないか、こういう意見も多くの出されたところでございます。

私は大阪府で知事を務めました。生活保護受給者が大変多いところでございます。直近の平成二十六年度では全国ワースト一位なんですが、私が知事である間はワーストワンの時期が数年間続きました。これは東委員もよく御承知だと思います。保護率は二・九七%ということになります。現在のワースト一位は福岡県、そして三番目が北海道ということですけれども、この辺が生活保護の大変多い府県としていつも挙げられるわけあります。

もう一つ、私ショックなのは、最近はこの生活保護率がパーセントで語られるようになつた。私が知事の頃はパーセントといふ千分の一単位で語らっていたんですねけれども、これがパーセントに変じているということは、それだけ生活保護を請求する方が大変増えていると、困窮者が増えているということになります。

一方、私はよく福祉事務所の関係の方にもお話を聞くことがあつたんですけれども、何とかこの

生活保護から脱して自立できる生活ができるよう手を差し伸べてあげてほしいということをよく申し上げましたけれども、これがなかなか難しい。よく聞きますと、少し自立のためのお金を貯めることかの拍子にそれを全部

使つてしまつてまたわゆるホームレスに戻つてしまつというような方も多々見られたようでありまして、私は全国知事会等の場で、大阪府さん、何とかできないんですかということをよく言われました。

それぐらい生活保護を受けていらっしゃる方が自立する道というのはなかなか大変な障害がたくさんあるわけですが、今回、この期間短縮措置によって、一定の数、どうもと思いますけれども、新たに年金を受けることができるようになる方も恐らくいらっしゃると思います。これが生活保護から脱して自立する一助とできないものだらうかと。少ないおつしやいますけれども、やっぱりこれは、されど、たかがというか、されどですよ、やはりそれを一つの固定的な、何というか固定的な入り口をしっかりと生かして自立へつながる道を探るということは、これ大変大事なことに思っています。

つまり、自分がもらえるようになった年金に働き得られる賃金を合わせれば、こうできるんではないか、ああできるんではないかという契機を持つことも大変大事でありまして、それをケーブルカードの皆様に少し協力ををしていただいて今回の措置を活用できないかと、こういうふうに考えるわけであります。

具体的に申し上げますと、生活保護受給者に今回の措置によつて年金請求の資格が生じた場合に、生活保護受給者には日頃からケースワーカーが関わつておられるわけですから、ケースワーカーが適切に請求手続を支援するということによって生活保護費の適正化とこれを通ずる自立支援というものについても考える余地が出てくるのではないかと、こういうことであります。

一方、私はよく福祉事務所の方にもお話を聞くことがあつたんですけれども、何とかこの

しっかりと連携して対応するということも必要になつてくると考えますけれども、これについてはいかがお考えでしようか。

○副大臣(橋本岳君) お答えをさせていただきま

す。受給資格期間の短縮により新たに年金を受けられるようになる方の中には、御指摘のように生活保護を受給している方も多いであろうと、このように考えられ、福祉事務所と年金事務所の連携が重要であるという点はまさに委員御指摘の通りであろうというふうに考えております。

同じ厚生労働省の中で所管をしているわけでございますから、この年金局と社会・援護局の具体的な連携の取組については、生活保護を受給している方の状況を把握いただいている福祉事務所において年金の請求の手続を奨励するなど、どのような支援を行つていただくことが可能か、検討を進めていくところでございます。

請求漏れを防ぎ確実に年金をお支払いすることは、生活保護の原則、すなわち、利用できる資産、能力そのほかあらゆるものを利用してもなお生活に困窮する方に對し必要な保護を行いつつ自立を助長する、これが生活保護の原則といふものですが、この観点からも大変重要なことでござい

ます。生活保護費の適正化にも結果的に資する護局でしっかりと連携して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○太田房江君 ありがとうございます。省内で連携できれば大きな効果が生まれると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

今のは問題、低所得者対策であるわけですが、前回の質問でも、この低所得者対策というのは今回の所得保障措置だけで完結するものではなく、各般の政策、医療、介護、就労支援など社会保障全体で総合的に取り組んでいくべき問題であるというお答えが年金局長からございました。

今回の措置が少ない少ないという声はあるんで

対策を併せればこれは一つの大きな恩恵になつくるということをしっかりと皆さんに分かっていただけるよう、社会保障全体の中で低所得者対策にどのように取り組んでいくのか、今回の措置を含めて具体的に分かるように御説明をもう一度お願い申上げます。

○大臣政務官(馬場成志君) お答えします。

現に低所得、低年金の高齢者の方への対策については、社会保障・税一体改革において、年最大六万円を支給する年金生活者支援給付金の創設、また、医療・介護の保険料の負担の軽減などに取り組むこととしております。加えて、低所得の方へのきめ細やかな支援として、生活困窮者自立支援制度において、高齢者も含め生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談、就労支援など、包括的な支援を実施しておるところであります。このように、年金のみならず、医療・介護を含めた社会保障制度全体で総合的に対策を講じていきたいというふうに存じます。

また、若い世代の将来に向けた対応としては、今回の年金改革法案にも盛り込んだ被用者年金の一層の適用拡大や個人型確定拠出年金など、私的年金等の拡充などにより保障機能の強化に取り組んでいきたいと存じます。

私の前任者である太田先生にも、またなお一層の御指導をいただきたいと思つております。

○太田房江君 ありがとうございます。今、そういうことでございましたので、ちょっと時間余つておりますけれども、これで私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○石橋通宏君 民進党・新緑風会の石橋です。

先週の我が党の委員、牧山さん、川合さんに統いてこの問題取り上げさせていただきますが、最初に、先ほど太田委員から大変重要な御指摘もあり、今回の無年金問題への対策、これ緊密の課題だとなつた年金局長からお話をいただきました。まさにそのとおりだと思います。そのとおりだからこそ、我が党は、施行日、これ四月一日にすべきだ

昨日もレクで二時間掛けいろいろ質疑させていただきましたけれども、そのときにいただいたい説明がその後ひっくり返るという珍事も起きまして、六十四万件のデータを抽出するのに時間が掛かる、十二万件データ抽出に一ヶ月も掛かるので、到底間に合わないという説明をされるので、そんなばかな話があるかということで、じゃ、年金機構を呼ぶから年金機構に一体どれだけ掛かるのか説明するよう答弁させろと言つたら、慌てて、いや、一ヶ月も掛かりませんでしたという訂正がなされました。改めて確認します。

何か昨年の、皆さん御記憶だと思いますが、情報漏えい問題のときのばたばたを思い起こさせる報漏えい問題たでなければ、年管審おいでいただいて

す。 昨日、先生への御説明でちょっとと二転三転したことをおわび申し上げますが、具体的に抽出作業にどのくらい掛かるかというお求めでございます。 今回の六十四万件の抽出は、去年の百二十五万件のように抽出作業を必要としなかつた作業とはちよつと違いまして、記録管理システムと年金給付システムという二つのシステムを回して抽出作業を必要としております。したがいまして、これらの二つのシステムは通常の適用業務とか年金給付業務を処理しながら、その日常業務を行いながら抽出作業を行わなければならず、確かに時間がかかります。

かるということはないかもしれませんですが、マシンスケジュールを考えますと、やはりどうしても少なくとも三ヶ月程度は掛かるというふうに考えておられます。

○石橋通宏君 昨日の時点では三ヶ月掛かるという話はありませんでしたけれども、これ仮にですよ、私そんなに掛からないと思いますけれども、仮に一万歩ぐらい譲つてそれぐらい掛かるとして、抽出作業は別にすぐできる、今からでも、もっと早くからできただけです。準備をしておくことは十分できたはずです。なぜそれをしないで、掛かる掛かると言つてやらない理由にするのか、そのことは全く説明になつていません。

あわせて、発送作業に時間が掛かるという話もありました。四月一日までに発送を終わらせないといけない、それが間に合わないかのような話もありました。これも昨日いろいろやり取りをした結果、いや、発送作業が間に合わないことはないと、頑張ればできるという話だつたと思いますが、年管審、そういうことでいいですね。

○政府参考人(伊原和人君) 抽出作業を法案の成立後に行うんじやなくて、もつと早くからやつておけばよかつたではないかという御質問でござりますけれども、我々としましては、やはりお送りした年金請求書が届かないとか、あるいはお送りしたらなくなつてしまつていたというようなことは極力避けなければならぬと考えておりますけれども、お送りするに当たりましては、お送りする直前にできるだけ抽出して、それでお送りしたいというふうに考えております。

したがつて、順番からしますと、今後抽出作業を予定しておりますが、今から仮に抽出作業を行つたといたしましても、先ほど申し上げましたように、マシンスケジュールを考えますと三ヶ月掛かります。そうなりますと、どうしても二月、今から作業をしてその抽出作業が終わるのは二月というふうに考えております。

○石橋通宏君 今、二つ変なことを言われました

送る直前にやらないといけない。じや、八月一日施行だつたら七月にやるんですか。そんなことないですね。これもおかしな説明ですよ。直前にやらないと住所が変わつていたり何だかんだするからと言つたら、じゃ、八月一日施行だつたらその直前にやる。結局同じことじゃないですか。それ全く説明になりません。それ一点指摘します。もう一点は、仮に今からとおつしやつた。これ大臣もそうですが、今現時点において、法律上、消費税一〇%の引上げはいつですか、年管審。○政府参考人伊原和人君 現在改正案が提出されておりますが、現在では来年の四月一日でござりますが、閣議決定をして法案提出させていただいて、それでそれを延ばすという法案が提出されているというふうに理解しております。○石橋通宏君 四月一日ですね、法律上は。ということは、十年への短縮 法律にのつとればいつですか、今現時点では。○政府参考人伊原和人君 現時点では来年の四月一日だと考えておりますが、既に法案自体については衆議院で可決され、その日程を変えるというようなふうになつていてるというふうに、そういう議論が進行しているというふうに理解しております。

○政府参考人(伊原和人君) 現行の法律では確かに四月一日となつておりますが、まさに消費税率の見直しあるいはこの受給資格期間の短縮措置につきましては、今年の九月に政府としましては閣議決定をいたしまして、消費税率の見直し時期及びこの受給資格期間の短縮期間につきまして、その時期を変更するという政府としての意思決定を行つております。

さらに、国会に御審議いただきておりますけれども、政府としましてはそうした今までの取扱いを変更するという方向で動いておりますので、やはり仮に形式的にその法律上の施行日が来年の四月一日になつてゐるからといって、それと異なる仕事を進めてしまうと、例えば間違えて業者さんと契約してしまえばそこで無駄遣いが発生するとか、あるいは解約金が発生するといった無駄遣いが発生することになりますので、やはり政府の方針としましては、閣議決定に従つて、その実施時期を、今我々、法律が通れば来年八月に向けて作業をます再開したいと思っておりますが、そういうふうに進めるのが政府としての仕事の方ではないかと、このように考えております。

○石橋通宏君 すぐく矛盾した話を繕うからそういうふうに苦しい説明をせざるを得なくななります。

もし準備ができるのであれば、もうずっと早くから準備をされている。で、四月一日、本当に先延ばしを法律が成立してするのであれば、それをそのまま八月一日に先延ばしすればいいだけの話で、何でそれをやめて、いずれにしても八月一日なりどこかで施行されるわけですから、準備をしつかり進められて法律施行後すぐに、契約はそででしよう、でも、準備はできるはずです。準備まで怠つて、法律上は四月一日なのにそれをやら

すに、これはおかしいじゃないですか。それを正当化する、こういう政治姿勢をするから、ますます国民の中で、年金大丈夫なのか、制度大丈夫なのか、政治はちゃんと私たちのことをしてくれているのだろうか。

先ほどの太田委員に対する、質問、何ですか、無年金者対策、喫緊の課題だ、先延ばしした、でもこれ以上先延ばししてはいけない。だったら四月一日にやるんだ。最大限努力をされればできたはずです。今我々、もうこの時期になつて、十一月になつてもう少ないからつて言つておられるけれども、まだ本気でやるつもりならできるはずです。

抽出作業はできる、発送作業はできる。窓口の体制強化はいすれにしてもやる。これも皆さん言われてのことなんですね。できるじゃないですか。もう一度、どうしても絶対にできない理由を教えてください。

○政府参考人(伊原和人君) 仮に来年の四月から実施するということになりますと、まず申し上げますと、先ほど申し上げましたように、発送業務を委託する業者を調達しなければなりません。そうなりますと、どうしても法律が成立してからでないとそれは、対外的なことにはできません。そうなりますと、その契約行為は早くても十二月になります。先ほど申し上げましたように、抽出作業は最低三ヶ月掛かりますので、早くても二月末になります。それから、その委託した印刷業者が印刷を開始し、全て仮に送り終えるとしても、三月いっぱいに全て六十四万人の方全員に送り終えることはやはり困難であろうと考えております。

それから、もう一つ申し上げますと、やはり六十四万人の方、高齢の方でございまして、皆さんは一刻も早く年金をもらいたいというお気持ちちはそのおりだと思います。ただ、送りもしないで施行日だけ先にスタートしてしまいますと、やはり年金事務所に六十四万人の方が殺到するというおそれがございます。今でも通常十二万人いらっしゃつていまして、その六倍の方が一齊に殺到さ

れてしまうということを考えますと、やはり落ち込んでしまう御迷惑を掛けずに、お待たせすることなく円滑に進めていくことが必要だと考えております。今我々、もうこの時期になつて、やはり時間的なことを考えますと難しいと、このように考えております。

○石橋通宏君 先ほどちよつと触れた昨年の年金情報漏えい問題のとき、あれ、大臣、対象者何人

だつたか覚えておられますね。漏えいした情報百二十五万件です。対象者百一人でした。その関係、付随する方々も含めて、あのとき、どれぐらいいの期間で通知出されました。——いや、答弁求めていませんが。

そのことも考えれば、できないというのは単なる言い訳にすぎません。緊急の課題だ、本当に国民の受給権確保するために大切だ、その思いでやつていただければ、あのときは百一人に対する通知も含めてできたんです。短期間でやられた。できるんです。今の理由は全く理由になりますせん。

ということで、もうこの問題、これ以上答弁いただいても、もう本当にできない理由を後付けで言われるだけで、私がもう指摘をさせていただいたように、抽出はできる、発送もできます。先ほど年管審も、送りもしないで施行日を迎えるのはいけないという答弁、今されました。いや、送れるんです、届くんです。だから、もう論理は破綻しています。四月一日の施行はできるはずです。

ですので、後ほど修正動議提案をさせていただきますが、是非今聞いていただきたい委員の皆さんも、これまでの生活保護受給が増えているわけですけれども、年金を受給されている方々も四十七万七千五百五十二人という数字、この数字が、高齢の方々の生活保護受給が増えていためですけれども、年金を受給されている方々も四十七万三千七百六十一名いらっしゃいます。支給額の内訳をこういろいろ整理をいただいております

が、やはり年金を受給されていても残念ながら安定的な生活ができず、生活保護を受給されている方がやはりこれだけおられるわけです。今回で平均大体二万二千円ぐらいでしたかね、二十五年未満十年以上で。それ以上に年金今もらつていて方々でも生活保護を受給されている、これが実態なんですね。

もう一点も、これも太田委員から非常にいいやり取りをしていただいて、私もこれまでにも取り

上げてきましたが、低年金の問題というのはこれでなくなるわけではありませんし、無年金の問題もこれでなくなるわけではありません。そのことは改めてしっかりと認識、確認をしておく必要があるというふうに思っています。

改めて、局長でも年管審でもいいですが、今回の、十年で受給権発生するわけですが、先ほど来話もあつた今後予定される福祉給付金、これ満額は年六万円ですが、四十分の掛け十、二十、三十、四十ですでの、十年だけ納入されてきた方々、これ、年金給付満額合わせて一体幾ら月々もらえるようになるか、ちよつと確認、答弁でい

ただけますか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 仮に十年納めていただいたどいうことになりますと、この給付金でございましょうけれども、月額五千円の四分の一でございますので千二百五十円ということになります。

○石橋通宏君 千二百五十円ですね。年金額の方が大体一万六千円ちよつとですから、一万八千円に足らない額ぐらいが大体十年の方の目安ということがあります。

今日、お手元の資料、これ厚労省に作つていただきました、これも先ほど太田委員から御指摘がありましたが、いや、今生活保護を受給されている六十五歳以上の方々、ここでいう九十六万七千五百五十二人という数字、この数字が、高齢の方々の生活保護受給が増えているわけですけれども、年金を受給されている方々も四十七万三千七百六十一名いらっしゃいます。支給額の内訳をこういろいろ整理をいただいておりますけれども、年金はきちっと長く保険料を納めるといつてはいるわけで、一応四十年の保険料を支払うといふことが基本であるわけですが、今お話しのようになつたとすれば月額千二百五十円という

ことで、本来四十年であれば五千円あるわけありますけれども、給付金としてはですね、その分が給付金は随分少ないということです。不十分じやないかと、こういう御指摘だったと思います。

私どもとしては、まずはやはり基本は賦課方式である今の年金制度について、現役世代が受給の世代を支えるということです。この制度をきちっと成熟させて、自分もしっかりと払つていくことで最終的に老後に自分の払つたものに見合つた形で給付を受けるということが大事なんだろうと思います。

したがつて、それが四十年であれば、基礎年金だけでも基礎的な支出についてはおおむねカバーできるという、完全にカバーできていないんじゃないかなという御指摘はこの間いたしましたけれども、それはともかく、それが基本だと思うので、それを、そういうふうになつていい方々についてどうするかということが一体改革で御議論いただいて、そして、今回のこの期間短縮の手立てが

給付金、これも大きな一步だと思います。ただ、それで、じゃ、この状況がどれだけ改善されるのか、生活保護を受給している方々がそこから脱することができるのか、今後、生活保護にひょとしたら行つてしまふ方々を防ぐことができるのか、これについて、大臣、どのように今後の展開、予測されていますでしょうか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 今お配りをいただいている資料でございますが、年金をもらつていらっしゃる生活保護者の方々の年金額、かなり少ないと、方々がたくさんおられると、こういうお話をございました。

人々が、これにつけて、大臣、どのよう今後の展開、予測されていますでしょうか。

○國務大臣(塙崎恭久君) 今お配りをいただいている資料でございますが、年金をもらつていらっしゃる生活保護者の方々の年金額、かなり少ないと、方々がたくさんおられると、こういうお話をございました。

大臣、どういうふうに御覧になりますか。今回

の十年短縮、これ大きな一步ですし、今後の福祉

それから、年金生活者給付金ということであり

ますが、今、必ずしも多くないじやないかといふ御指摘もありました。

したがつて、そういうことについては医療、介護の保険料の負担というのが一体改革では決まつていますが、これだけではなく、就労についても、あらゆる面でやっぱり社会保障全体で、あるいは経済政策も併せて、こういった方々の所得の確保を図つていくことなどが大事なんだろうと、いうふうに思いますので、もちろん低年金の方がおられるという事実に関しては絶えず実態を把握をして、どういう対応がどういう方々に必要なのかということは考えていくことは大変御指摘のところ大事なことでありますので、我々は常に問題意識としてこれらの問題を考え対応を考えていくこと、そして、今やつてることで十分なのかどうかということも併せてやつていかなければいけないというふうに思つてはいるところでございます。

○石橋通宏君 大臣から今、この議論しつかりしていくことが重要だという答弁はいただきました

が、そのしつかりした議論がされていないのでは、ないかという指摘を我々はずつとさせていただい

ています。一体改革でも年金の抜本改革の議論をしていくこと、そして、今やつているわけ

です。

一つちょっと確認、局長でも年管審でもいいんで

すが、通告していかつたのでこれ確認なんですか

れども、例えば今、この生活保護を受給さ

れている方々で年金を受け取つておられる方々が

おられます。この中にも、今生活保護を受給され

ている方で年金を受け取つておられない方、要は

二十五年に達していないので今現時点では年金を

受け取つておられない方もそれなりにおられると思

います、そういう方々、今回十年になつて年金を受け取れるようになるわけですが、これつ

て、年金受け取つても結局は生活扶助費から引かれるということで、受け取る絶対額は変わらないということでおいんでしようか。

○政府参考人(定塚由美子君) 今委員が御指摘あ

りましたとおり、年金で受け取る金額というのは

生活扶助の金額から差し引かれますので、最終的に受け取る金額は変わらないということござい

ます。

○石橋通宏君 このことも改めて、皆さん御存じ

だと思いますが、再確認をする必要はあると思

います。今現在生活保護を受給されている方、新た

に受給資格ができたとしても、それ結局扶助費が

引かれてしまえば実質的に月額受け取る額は変

わらないということなので、そこは対策にならな

いわけです。

ここも大変重要なところだと思いしますし、もう

一點、先ほど無年金者のことについても申し上げ

ましたけれども、今回、政府、繰り返し、無年金

者、これで二十六万人という数字を使われていま

す。七十までずっと払つても十年に達しない方と

いうことで二十六万という数字を出されていると

思いますが、これ、決して将来にわたつて無年金

に到達した方に職権適用というのを行つております。

そういう中で、今、年金機構におきましては、

二十歳になつた方、あるいは三十四歳、四十四歳

に基礎年金番号を付番しまして、しつかりと

まず年金の加入者になつていただくということを

行つております。

そうした方々に対しまして、年金は長く保険料

を納めれば受給額が増える仕組みであるといふこ

とや、あるいは十年納付すれば十分であるといつ

た誤解をなくすように、国民年金の加入義務や四

十年納付することで基礎年金は満額支給になると

いうようなことをしつかりお伝えしていくことが

必要だと考えております。それに当たりまして

は、日本年金機構や厚生労働省のホームページだ

けではなくて、こうした方々にもねんきん定期便

向上にしつかりとつなげてまいりたいと、このよ

うに考えております。

○石橋通宏君 今、職権適用という御説明もありましたけれども、参考までに、これまで職権適用

で加入はした、でも、やはり御本人がアクション

を取られずに、一度も、一ヵ月も保険料を納付さ

れない方、これ、それなりにおられるはずですが、その数というのとは把握をされているんで

しょうか。

○政府参考人(伊原和人君) 職権適用につきまし

ては、平成十五年度から、二十歳になつた方に対

してスタートしております。例えば、平成二十七

年度におきまして日本年金機構で職権により加入

した人の数は、三十歳の方で約五十二万人になつ

ております。このように職権適用の数は把握して

おるんですけども、職権で適用した人の中です

の後保険料が未納のままであるといつた人の数に

つきましては、実際それを把握しようとしたま

すと、職権適用した方を特定してお一人お一人の

保険料納付記録を確認し、未納であるという方々

を集計するという膨大な作業を行う必要がござい

ます。この時点で条件に該当するようの方を直ち

に把握することはできておりません。

○石橋通宏君 この点も課題だと思います。職権

適用される でも、実際にそれでアクションを

取つたか取らないか、そこが分からぬ。

つまり、かなり若い人たちの中、とりわけですね、職

権適用されても結局残念ながらアクションを取ら

れない方、それなりにいるんじゃないかなと思いま

す。ここを何とか、やはり今このタイミングで対

策を打たないと、将来、二十六万人どころではな

い無年金の方々がどんどん増えていくこ

とにありかねません。そうしたら、年金制度その

ものということよりは社会全体の課題が本当に大

変なことになつてしまひます。その危機感は是非

共有をさせていただいて、これを機にしつかりと

対策を打つ、こういうことをお願いをしておきた

いと思いますし、大臣、その決意でよろしいです

か。

○国務大臣(塙崎恭久君) 賦課方式であるとい

うこと、そして、この期間をしつかり長く納めてい

ただくことが将来の自らの受け取る年金がそれ

の予定どおりのレベルに達するということをや

り私は学校の時代から知つていただくようにな

ついくこと、以前にも、たしか川田先生

だつたと思いますが、社会保障教育をしつかり義務教育からやれど、こういうお話をありました

が、やっぱりこれは基本中の基本を覚えていただ

いて、それを前提にやっぱり人生設計、それぞれ

御自由に組み立てていただくようしていくこと

が大事だというふうに思いますので、おっしゃる

ように、職権適用したところでその後付いてこな

いというのでは話にならぬのでありますので、こ

ういつたことについては、納付の便利性とかいう

そういうことは当然やるにせよ、やっぱり一人一

人の考え方をしっかりと、自らの人生の設計を自

ら作っていただきための公的な部分についての御

理解を深めるということについて、しっかりと私

たちも努力を更に続けていかなきゃいけないとい

うふうに思います。

○石橋通宏君 大臣から大事な御答弁もいただきま

した。教育の問題は確かにすごく重要なんで

す。実は今、超党派の議連でもワーカルール教育

推進をすべきだという議論をさせていただいてお

ります。是非、大臣、今の御答弁も含めて、今後

もまた御支援、御協力をいただければと思います

ので、そのことをお願いし、最後にもう時間な

くなりましたので、一点、要請も含めた確認だ

け。

もう一つ大変心配しておりますのは、今回、先ほど申し上げましたように、十年になつてもなかなか十分な年金額はもらえない、つまり低年金問題は続きます。にもかかわらず、政府が今回国会に出している年金制度改革法案、これ、基礎年金部分にもマクロ経済スライドが掛かります、強化されます。これによつて、調整が終わるまでは、結局、基礎年金部分、切り下がるわけですね、実質的に。

ただでさえ少ない年金額、これがますます切り下がっていく、生活がますます苦しくなる、これがもう実態です。それは改めてお認めをいただいて、今日資料にも配つておりますし、先日も倉林委員も指摘をされましたけれども、やはりちゃんと現状をこれからとの状況に合わせて、いわゆるこ

れまでのモデル世帯で所得代替率五〇%なんて

ちょっとミスリーディングな話はやめて、じゃ、

単身の方、女性の方、一体どういう状況でどれだ

けの年金、基礎年金だけだったら、十年納付だつたら一体どういうことになるのかというのをしつかりとシミュレーション出して、その上で対策を打つのが我々責任ある政治の役割だし、議会の責

任だと思っています。

その意味で、今後、是非そういうことも含め

て、財政検証もいいケースだけじゃなくて悪いシ

ナリオのこともしつかりと出していただく、モデ

ルケースも多様なモデルケースをしつかり出して

いただいて正しい議論ができるようにする、その

ことを政府の責任として本委員会にも提出をいた

だみたいと思います。そのことをお願いをして、大臣、答弁をいただいて、質問を終わりにしたい

と思いますが、大臣、いかがでしょう。

○委員長(羽生田俊君) 塩崎厚生労働大臣、御簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(塙崎恭久君) 年金給付水準について

何を物差しとしていくかということは大変議論が

今なされつつあるところではござりますけれど

も、私どもは、今日お配りをいただいているもの

が私どもとしての考え方であつて、代替率という

ものだけを今御指摘をいただいて、下がるじゃな

いかと、こういうことであります。これは考え

てみれば一八・三という保険料を固定をした上で

作り上げているマクロ経済スライドのモデルであ

りますので、この保険料の上限を取つ払つていく

といふことであればこれも上がつていくわけです

けれども、それはやはり違うだろうということ

法律は十六年にそういう形でできているわけ

よろしくお願いをいたします。

今回新たに受給資格を得られる六十四万人の

方々については、日頃接しておられる介護事業者

などのスタッフとか、そういった方々の支援も得

を送り返すか、若しくは窓口に出向く必要がある

わけですねけれども、なかなか書類が作成できない

とか、あるいは窓口まで行けないと、といった高齢者

も多いと思います。家族であれば申請手続ができる

るということですけれども、全く身寄りのない独

居老人の方などは申請が行えない可能性がありま

す。そのような場合には、前回の答弁で、介護事

業者などが申請手続の支援を行えないかと、そ

ういったことも検討されているといふことでござい

ました。そして、一番身近なのは市町村なので、

市町村の方々とどう対応するのか研究しております

と、そういうお答えがありました。

できれば、市町村にそういうお願いをする際

に、国として申請支援の在り方あるいはまた留

意点など、より具体的に示していただき、是非

とも円滑に申請が行われるように御配慮願えれば

と思います。厚生労働大臣に答弁を求めます。

○國務大臣(塙崎恭久君) 今、独居老人とか身寄

りのない方々に対する配慮をしつかりとせいで、

こうしたことあります。今回の受給資格期

間の短縮によりまして新たに年金の受給対象とな

ると見込まれる方々には確実にやはり年金を受給

とが難しいという身寄りのない方々、こういった

方々については、日頃接しておられる介護事業者

などのスタッフとか、そういった方々の支援も得

て手続を行うことが考えられることでございます

ので、介護事業者団体にも御協力をいただくな

ど、やはりきめ細かくお立場お立場を考えた上の

方策というものを探検してまいりたいといふふう

に思つております。

○熊野正士君 是非とも、市町村の方でも具体的

にこついうふうにすればいいんだといふふうなこ

とがより分かるように、是非よろしくお願ひをし

たいと思います。

○熊野正士君 は、是非とも、市町村の方でも具体的

にこついうふうにすればいいんだといふふうなこ

とがより分かるように、是非よろしくお願ひをし

たいと思います。

○政府参考人(木原亞紀生君) お答えいたしま

す。

建設業における社会保険の加入促進につきまし

ては、平成二十四年度に国土交通省、厚生労働省

と建設業団体などから成る社会保険未加入対策推

進協議会を設置し、御指導ございました目標を掲

げて、関係者一体となつて進めているところでございます。

建設業における社会保険の加入状況につきまし

ては、公共事業労務費調査において雇用保険、健

康保険及び厚生年金保険の三保険への加入状況を

比べると一五ポイント増加しております。

○熊野正士君 この施策はいろんな意味で本当に大事な取組だというふうに思っております。年金制度に限つてみましても、納付率は確実に向上来ますし、そして何よりも無年金、低年金対策に有効だと考えわけです。

しかし、現場でも様々なお声を伺うと、企業の側からすると、負担が増えるのでちゅうちょしているとか、また、労働者の方からは、今更加入しても受給資格が得られないといった高齢者の労働者の方もたくさんいらっしゃいます。

今回、二十五年から十年に短縮しますので、このメリットを前面に押出しして推進をしていくチャンスだというふうに思います。国交省では既に高齢者の厚生年金加入のメリットとして全国キャラバンを展開していらっしゃって、厚労省もそれを支援しながら一定の成果を上げているとお聞きしているわけですけれども、建設業界における未加入対策のタイムリミットが来年三月という

ことですので、この機会をうまく利用して加入が更に促進できればというふうに思います。その後納制度の活用などを周知しながら、是非とも国交省と厚労省が連携を取りながら取り組んでいた

二十四年より、建設業の許可、更新の際に国土交通省の地方整備局等において厚生年金の加入状況を確認していくべきだと思っております。日本年金機構では、通報があつた建設業者に対しまして制度の仕組み等を丁寧に説明した上で、加入指導をしつかりと行つているところでございます。

しかしながら、今先生から御指摘ございました

○政府参考人(木原亜紀生君) お答えいたしました。先ほども申し上げましたが、建設業における社会保険の加入促進につきましては、社会保険未加入対策推進協議会を設置し、制度を所管する厚生労働省とも連携をして関係者一体となつて進めて

いるところでございます。例えば、建設業許可の更新時などの際には保険への加入状況を確認し、未加入企業への指導を行つておりますが、指導に従わない企業につきましては社会保険部局へ通報するなど、厚生労働省とも連携をして対策を進めております。

また、周知に関しましても、御指摘ございま

したが、今年の八月から十月にかけて全国で建設企業を対象とした社会保険未加入対策に関する説明会も開催しておりますし、受給資格期間の短縮につきまして、社会保険の加入促進に資する

と思われますので、法案成立後はこれも含めて関係団体への周知等を行つていきたいと考えております。

国土交通省といたしましては、平成二十九年度の目標達成に向けて、厚生労働省とも連携をして建設業における社会保険の加入促進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げま

す。

建設業における厚生年金の未加入事業者に対する適用促進につきましては、国土交通省と厚生労働省、そして日本年金機構が連携しまして、平成二十四年より、建設業の許可、更新の際に国土交

通省の地方整備局等において厚生年金の加入状況を確認していくべきだと思っております。日本年金

機構では、通報があつた建設業者に対しまして制度の仕組み等を丁寧に説明した上で、加入指導をしつかりと行つているところでございます。

しかしながら、今先生から御指摘ございました

○政府参考人(木原亜紀生君) お答えいたしました。先ほども申し上げましたが、建設業における社

会保険の加入促進につきましては、社会保険未加入対策推進協議会を設置し、制度を所管する厚生

労働省とも連携をして関係者一体となつて進めて

いるところでございます。例えば、建設業許可の更新時などの際には保険への加入状況を確認し、未加入企業への指導を行つておりますが、指導に

従わない企業につきましては社会保険部局へ通報するなど、厚生労働省とも連携をして対策を進めております。

いざれにしましても、国土交通省と密接に連携しながらこの問題に取り組んでいただきたいと、このように考えております。

○熊野正士君 よろしくお願ひいたします。

現在、納付率の向上に向けた取組として年金セミナーを開催していると答弁がございました。昨

年度で年間三千三百十一件のセミナーが中学校、高校、大学の教育機関で開催をされて、約二十七万人の人が受講したと聞いております。アンケート調査では、年金制度のイメージについて良いと答えた割合が受講前が三七%、受講後が八〇%と倍増しております。

そのように思います。

年金セミナーの実績は、前年度の比較でも三割増加しているというふうに聞いておりまして、学校側の二一%もありますし、そして広く国民に年金制度を理解してもらつて納付率を向上する意味でも、先ほども議論になりました大臣の方からも答弁ありましたけれども、是非とも学校教育の中

にこの年金の授業というかカリキュラムをしっかりと取り入れるべきだと、そういう取組を前に向けてやるべきじゃないかなと思うんですけれども、文部科学省の答弁を求めていたと思います。

○政府参考人(浅田和伸君) 年金や社会保障制度について、子供たちが正しい知識、理解を得ることとは大変大事だと考えております。

学校では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、主に社会科、公民科、あるいは家庭科等で指導を行つています。具体的には、例えば中学校の社会科の公民的分野、あるいは高等学校的公民科、家庭科において、年金を含む社会保障制度についての指導が行われているところです。

また、現在、学習指導要領の改訂に向けて中央教育審議会で御議論いただいておりますけれども、今年の八月に示された審議のまとめでは、小中高等学校を通じて、社会科等において少子高齢化などの現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを行うとともに、そうした課題についての学

習を充実するとの方向性が示されています。さ

らに、高等学校では、新たに共通必履修科目として、科目名は仮称ですけれども、公共という科目を設けることとされておりまして、この中で現代社会の諸課題の例として社会保障などを探求する

学習を行うということが示されているところでございます。

○熊野正士君 是非とも、厚生労働省や先ほどの委員御紹介ありました各学校での年金セミナーを実施している日本年金機構などと連携協力しながら、年金や社会保障制度に関する教育が充実されるように取り組んでいきたいと思います。

文部科学省としては、今後とも、厚生労働省や先ほどの委員御紹介ありました各学校での年金セミナーを実施している日本年金機構などと連携協力しながら、年金や社会保障制度に関する教育が充実されないように取り組んでいきたいと思います。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

本法案の提案理由の説明でも、公的年金制度の保障機能の強化を図り、年金制度に対する信頼をだけの授業とか社会保障だけのカリキュラムなど、それでもなお加入しない建設業者情報を日本年金機構で通報していただいているとあります。日本年金機構では、通報があつた建設業者に対しまして制度の仕組み等を丁寧に説明した上で、加入指導をしつかりと行つているところでございます。

しかしながら、今先生から御指摘ございました

よう、高齢の事業主や従業員がいる事業所では、今から厚生年金に加入しても受給資格期間が二十五年には到底満たないということで加入に消極的な事業所も実際存在していると伺つております。

今回、年金の受給資格期間が短縮されまして、二十年以上加入すれば年金の受給に結び付くことに

なりますので、先ほど先生から御指摘のありました後納制度も含めまして、こうした制度改正の内容、メリット、これをしつかりと理解を求めるようにして加入指導、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

また、年金機構では、請求書の事務手続に関す

る審査等を適切に実施をできるように、裁定・相談業務に精通をした職員を増員をして、受付窓口や内容審査に従事をさせるなどの対応を考えているところでございまして、さらに、受付窓口における予約制度、お待ちをなるべくいたがないように予約制度の利用拡充、あるいはコールセンターの相談体制を充実をするといったことを通じ、対象の方々に確実に年金を受け取っていただくよう万全を期してまいりたいというふうに思っています。

○倉林明子君 新たな対象者は六十四万人ということです。今御紹介もありました。しかし、プラスアルファもあるということなんですね。空期間のある人、議論もありました、さらに任意加入、後納制度を使う、こういうことで資格者となり得る場合もあるということだと思います。

そこで、資格期間十年を満たし得る新たな対象者というのはどういったケースが想定されるのか、参考人からお願ひします。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

十年の受給資格期間を満たしていない方が受給資格を満たすケースについては、その方の年齢などに応じて活用できる制度が異なるため一概には申し上げられませんけれども、例えば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方については最長七十歳まで任意加入が可能であり、これを活用いたぐどいうことが考えられます。それから、平成三十年九月までの特例措置としての五年後納制度、これの活用も考えられます。さらに、例えばサラリーマンの配偶者の方で、国民年金に任意加入しなかつた期間である、年金額には反映されないけれども受給資格期間には反映されるいわゆる空期間、これをお持ちの方であれば、これを合算することによって十年以上という受給資格期間を満たす場合が考えられます。

○倉林明子君 最後のところでも御紹介があつたように、第三号被保険者の場合、一九六一年から一九八六年、ここは合算対象期間になるというこ

とを御存じない、自覚されていないという方も決して少なくないと思うんですね。こういうプラスアルファの部分もしっかりと拾い上げて支給していくんだということで取り組んでいただきたいと思うわけです。

そこで、確認したいんですけど、少なくとも年金加入記録が一ヶ月でもある人については全くそれが対象者だということでよろしいかと、さらに、今御紹介あつたとおり、後納などについては年齢や期限ということがありますので、漏れなく全ての対象者に告知が必要だというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(伊原和人君) 年金加入期間が一ヶ月でもある方にはきっちりと全てお知らせすべきではないかという御質問だと思いますけれども、御指摘のとおり、今回、受給資格期間の短縮に伴いまして、十年の受給資格期間を満たしていない方に對しましても、年金加入記録が一ヶ月でもあれば全ての方を対象に制度の御案内、今もお話しになりました空期間の御案内も含めまして通知したいと、このように考えております。

○倉林明子君 今御紹介あつたとおり、そういうふた方々も含めてしっかりと周知の漏れ、期限が切れたということがないよう徹底が必要だということを強調しておきたいと思います。

そこで、六十四万人はもとより、こうしたプラスアルファの方々も含めて、私相当な事務量になるということが十分予測されると思います。

受給資格期間短縮の実務についてといふことで、厚労省から提出していただいた資料を付けております。異例の扱いということですけれども、平成二十九年八月施行前から分割して年金請求書を送付すると、段階的に送るというような工夫もされているようです。

そこで、確認したいんですけど、年金事務所などへの新規の来訪者、これが一体どのぐらい増えると想定しているんでしょうか。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げま

現在、新規の裁定の手続のために、毎月約十二万人の方が新規裁定の手続をされております。

今回の受給資格期間の短縮により、約六十四万人の方に對して五回に分けて年金請求書をお送りすることになりますので、その六十四万人の方の相当数が年金事務所の方に御来訪されるんではないと考えておりまして、現在の二倍以上の方が月平均しますといらっしゃるんではないかと考えております。

こうした業務が増加する一方で、請求書の事務手続がきっちりとできますように、日本年金機構では裁定・相談業務に精通した職員を増員し、受付窓口や内容審査に従事させるなどの対応を図つてまいりたいと、このように考えております。

○倉林明子君 カなり精通した職員の増員の対応窓口や内容審査に従事させるなどの対応を図つたことがあつてはならないというふうに思うんですけど、信頼回復のためにも必要な措置だと思います。

○委員長(羽生田俊君) まず、伊原審議官。

○政府参考人(伊原和人君) まず、今回の増員の予定数の御質問がございましたので、お答え申します。

今回、受給資格期間の短縮に伴いまして、やはり年金事務所などでの相談体制の強化ということです。経験ある方は知識のある方を配置するということになりますと、その他の業務の部分が手薄になると、いうこともございまして、現在、八百人ほど来年度増員を考えございます。

○国務大臣(塙崎恭久君) 今、経験豊かな有期雇用職員、この問題について御指摘をいたいたわけでございまして、年金機構では、今回の受給資格期間の短縮によつて、年金受給に先ほど申し上げたとおり結び付けるということが大事だと思つております。

したがつて、相談をして裁定事務、これに習熟した職員を窓口などに配置をするということは先ほど申し上げたとおりであります。一時的な業務量の増加に備えて有期雇用職員の採用を検討を

金機構では七年間で八千人を超える有期雇用職員が雇い止めになつてきた経過があります。就業規則で有期雇用の更新に上限が定められておりまして、これは四回が天ということですから、経験が蓄積されたところで有期雇用の職員が雇用打切りということになつてゐるわけです。

そこで、この契約更新、年末にも迫つております。こうした時期に、この最も求められる熟練した経験を、習熟しているスタッフ、精通しているスタッフ、こうした方々を雇い止めにするようないかと考へておまりまして、現在の二倍以上の年間平均しますといらっしゃるんではないかと考えております。

経験や能力に応じて採用をする方向であるとい
まり活用していくことを考えてくるわけで
これがこります。

また、現在の有期雇用職員全員の無期雇用化についてお話をございましたが、無期雇用化に関しては平成二十年の七月に閣議決定がございました。日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画、この閣議決定に基づきまして職員の必要人員を管理する必要があります。それに加えて、今回の採用を含めて、職員の採用に当たつては、採用枠に対して能力あるいは適性を考慮して判断をする必要があると、このように考えられ

したことから、希望する有期雇用職員の方全員について、継続的に雇用することは、全員についてどうわけにはなかなかいかないというふうに考えて、いるところでござります。

○倉林明子君　希望者全員の無期雇用については、管理計画があるのでできないという話なんだけれども、私、こういう年金の、低年金、無年金解消に対する信頼回復のための法改正を厚生労働省に向けての責任を持つてやつぱりやっていくんだということが、この管理計画とリンクしていないと思うんですね。管理計画はこれを前提にしたものでは

ないと思うんですよ。
この法改正の趣旨を本当に実施していくために
は、必要な人員を確保するという点からも、管理
計画に縛られない習熟した人員の確保、これ最優
先すべきことだと思うんですよ。年金機構任せに
せずに、人員体制については、私は、厚労省として
しっかりと責任持つてやるべきだ。

その際、焦点になつてゐる有期雇用の職員については、希望者全員についてはやつぱり無期雇用にすると、こういう体制を示してこそ国民の信頼、窓口での混乱にも応えることになると考えますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣（塙崎恭久君） 今回の受給資格期間短縮が無年金者対策として極めて重要だということはそのとおりでございますし、できる限りの努力をして一人残らず対象となる方々をしっかりとこ

の年金の支給に結び付けていくためには、やはり量的にも質的にもこれに従事する人たちを確保することはそのとおり大事でござります。

一方で、閣議決定は閣議決定としてありますので、私どもとしては、閣議決定は閣議決定として守りながら、しかし、国民に対する大事な今回の行政サービスとしての期間短縮の対応、これも万全を尽くしていくことと、この有期の雇用職員の方々についての今後の在り方についてもよく考えてまいりたいというふうに思つております。

を図るこの法案がしつかり国民の信頼回復につながるような手は何なのかと、その点からも習熟した職員の確保には万全を期していただきたい、重ねて要望したいと思うのと、既に年金機構移行の際に、懲戒・分限処分の取消し、これによつて職場復帰した方がおります。Kさんと紹介したいと思うんですが、相談業務を通じて一日に何件もの未統合記録を発見されています。記録調査は経験だと、経験者が増えれば多くの記録が判明すると思ふと述べておられます。

○倉林明子君 今こそこそした経験豊富な職員を職場に復帰させるべきだと申し上げまして、終わります。

○委員長(羽生田俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○東徹君　日本維新の会の東徹でございます。
私は余り性格はしつこい方ではないんですけれども、どうもこの間から国民年金保険納付率のやつぱり弁を聞いていると余り納得しないといふ思いがありまして、納付率について今日もちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

本日、石井みどり君が委員を辞任され、その補欠として今井繪理子君が選任されました。

ちょっとその前に、通告しております本法案が成立した場合の影響についてお伺いしたいと思うんですけれども、平成二十八年度の年金月額、満

保険料を十年間納付した者よりも全く四十年間額六万五千八円ですけれども、これを用いて単純に計算しますと、保険料が四十年間全額免除となつた者の年金額は約三万二千五百円になるんですね。四十年間全額免除となつた方の年金額は三万二千五百円。で、免除なしで、免除なしですよ、十年間保険料を納めましたよという方の年金額というのは一万六千二百五十五円となるんですね。

納付していなかつた方の年金額が多くなることについて、これはどのようにお考えになられますか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 公的年金制度では、我が国に居住する二十歳から六十歳までの方全てに加入義務を課す。その一方で、世帯の所得が少ないなどの理由で保険料の全部又は一部の納付が困難な方には納付を免除するという制度があるわけであつて、これが年金の給付を保障する仕組みの一つに今なつてゐるわけであります。

保険料が全額免除された期間につきましては国

庫負担分の二分の一が給付に反映されることから、四十年間全て保険料の全額免除を受けた場合の基礎年金の額は満額の二分の一、つまり月額三万二千五百四円となるわけでござります。一方

で、御指摘のように、保険料を十年間納付して残りの三十年間は何らかの理由によつて未納となつた場合の年金額は、計算上満額の四分の一、月額

で一万六千二百五十二円となるわけですが、しかししながら、保険料の納付が困難な場合に保険料免除制度を適切に活用していただいて未納の三十年間について保険料の全額免除を受けた場合の年金額は満額の六割を超える月額四万六千三百二十円となることから、公平な仕組みとなつてゐるところであるところでござります。

その上で、年金は長く保険料を納めれば受給額も当然増えると、こういう仕組みであることは先

ほど来繰り返し申し上げておりますが、今回の受給資格期間の短縮によって十年納付すれば十分だといったような誤解が発生しないように、免除制

○東徹君 もちろん負担能力のある方は負担してもらわないといけないわけですから、十年間と言わざに四十年間やつぱりしつかりとこれを納めていただかないといけないわけですけれども、十年間納めた人が一万六千二百五十円、四十年間全く納めなかつた全額免除という方が三万二千五百円、ちょっとと、十年間納めた方にとってみれば、

納めているのはどうしてだというふうな思いも少しありません。

その次に質問させていただきたいのが納付率についてなんですかけれども、十日の日の委員会でもお伺いしたんですけども、免除者についてなんですかけれども、その方が高齢者になつて年金を受け取るときには実際の給付には反映されないので年金財政への影響はないというふうに答弁をされたわけですが、しかしながら、景気低迷によって低所得者で免除者が増えて保険料を納付する方が減つていくと、GPIFで運用する元手と

なる資金、これもやつぱり減っていくわけですか
ら、同じ運用利回りだったときに運用益が減つ
てしまふなど、少なくとも年金財政への影響はある
といふふうに考えるんですが、ここはいかがなん

○副大臣(橋本岳君) 前回の委員の御指摘、御質問でそういうやり取りを年管審の方でさせていた
でしょうか。

年金の財政、もちろん保険料の収入、それからG
要がない代わりにその期間の保険料負担分の給付
は行われない、国庫負担分のみの給付となるとい
うことから、基本的には年金財政への影響はない
という意味で申し上げたものだというふうに理解
をしております。

ただ、今委員御指摘をいただきましたように、
だいたわけでございますが、そのときは、保険料
が免除されている方は保険料を納めていただくな
ら、年金財政への影響はないというふうに理解
をしております。

方も共通をしてその給付の二分の一は国庫負担が
ある、そのことは免除だらうと納めていただいて
いる方でも変わらないという意味で、そういう制
度上の想定から、年金財政のうちの国庫財政への
影響はない、その二分の一の負担というのは麥
わりませんよと、こういうことを申し上げたとい
うふうなことでござります。
ただ、例えば、免除者が増えるといふものの増
え方として、これまで免除申請していなくて未納
だつた方が、そういう制度があるんだということ
で免除の申請をされたといった場合
は、将来のそれが年金給付に結び付くということ
で、結果、国庫負担がその分だけ増加をするとこ
うことはあるということは申し上げることができ
ようかと思います。
また、ケースHのこと云々ということについて
言えば、年金の国庫の今財政についての話だけを
申し上げておりましたが、例えば先ほど申し上げ
ました積立金の運用だとか、そういうところに当
然ながら経済の状況が悪いということが影響して
くるとかいうようなことは当然あるわけでござひ
ますし、保険料も要するに伸びないということと
に、保険料収入も伸びないということになります
し、こうしたことで、全体としての年金の財政も
決していいことにはならないということが財政検
証の結果でございますから、そのところはそう
いうふうに御理解をいただければ有り難いと思いま
す。

そんな中で、やっぱり目指していくところは、現在、全額免除の割合が三五%ですけども、仮に納付すべき人全員が納めたとしても六五%しかならないわけです。だから、政府全体で、景気をもちろん好転させていくことも当然だし、やはり免除者を減らしていくためにしっかりとした支援をしていくて、できるだけ自立をしていつてもらおう、こういった支援も非常に大事で、保険料納付者を減らしていくこと、こういった取組をやつぱりしっかりとやっていかないといけないわけに対して、そこに目指していくべきだと思うんですね。だから、今の納付率だと、仮にこの日本全体で一百人しかいない国としたら、三十人が保険料納付者で七十人が保険料免除者だった場合、これ三十三人が納付すれば納付率一〇〇%になるわけですよ。ね、一〇〇%。そうでしょう、今のこの計算の仕方でいくとですよ。だから、免除者が七十人もいて、それで一〇〇%では、これが本来の在り方ではないわけとして、だからこそ是非、景気を好転させていくことも当然これはもう大事ですし、しっかりとやっぱり免除者をなくしていくようになって、そういう方にも就労支援とか何らかの支援をしていくて、できるだけ自立した生活をしていくつともう、そういった取組ももちろんこれはやつぱりやっていくべきだというふうに考えます。

これは政府全体として、あるいは厚生労働省としてもしかり取り組んでいかなければならぬ、もうそのことは十分に理解をさせていただくところです。

その上で、たゞ、例えば学生の納付猶予の方とかもいたりするとかいうこともその全額免除者等と言つてゐる中には入つていてますから、その学生さんが増えたり減つたりするのは、それは経済情勢等ではなくて別の要因であることだし、もしかしたらいいことかもしれませんし、例えばそうしたことを指標として含むことが、よりちよつと議論が難しくなる面もあるのかなどいうこともあるんではないかななどいふことも考へるところでござります。

それともう一点申し上げると、今の厚生労働省の出している納付率の出し方でも、今六三・四%でございますから、残り三六・六%の人は本来納付していただきかなければならぬ方ですけれども、払つていらない方や納付していただけない方が三六%もおられるんだということでござりますから、やつぱりそうした方々を、年金局としては、あるいは厚生労働省としては、まずちゃんと払つていただきようハーダルを下げるなりいろいろ手だてを打つていうことが大事なんだろうと。免除の方はそれぞれの御事情があつてそういうふうになつてゐるわけですから、もちろんその事情を良くしていくことも我々は考えなきやいけませんが、一番大事なのは、本来納めていただける、あるいは納めていくべき方が納めていくことがまず第一に重要なじやないかなといふうに思うところでございまして、そういう意味では、今私たちがお示しをしている納付対象月数分の納付月数という、その六三・四%という数字をまず押さえていくといふことが大事なんだどうといふふうに思つてゐるところでござりますし、またあわせて、たゞ、委員おつしやるようだ、免除されている方がどのぐらいおられるのかといふことも押さえていくことが大事だと思つておりますので、そこはそれできちんとお示しをしていく

いうことで進めさせていただきたいと思っております。

○東徹君 橋本副大臣とそこは考え方が一致しているというふうに思いますが、是非、本来負担する能力があるのに、負担しなきやいけないのに負担していない人、ここをどう、いつまでにどれだけ目標を持つて引き上げていくのかというところをやっぱりしっかりと打ち出していくべきだというふうに考えますので、そのことを是非お願ひして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○福島みづほ君 希望の会、社民党的福島みづほです。この法案については、十年でも年金の支給をするということです、その点については、年金の受給を増やすわけですから、それは賛成できると、私たちも望んでいた方向ですし、それをしっかりと支援をしていきたいと思います。

今日の質問というか今日の議論は、私たちは無年金者をどうなくしていくのか、そしてそのため雇用をどう立て直すのか、雇用と無年金の問題をどうつなげていくのか、それに対して、厚生労働省は厚生と労働と両方持っているわけですか、それをつなげて無年金者をなくしていく、そのためにはきちっとデータを取り、調査もし、前進してやつていただきたい、そういう議論をさせていただきます。

お配りした資料を御覧ください。これは、生活保護受給者の割合で、厚生労働省からいただいたものです。生活保護受給者の年齢別、性別構成です。

これを見ていただくと分かるとおり、平成二十七年七月末現在で生活保護を受給している六十五歳以上の方がまさに九十六万七千五百五十二人。全体で二百十二万人ですから、六十五歳以上が半分を占めていると。生活保護は、例えばいろんなことで収入がなくなつた人や生活に困窮している人を憲法二十五条によつて支援していくというものですが、六十五歳以上が半分を占めている。

まり、実は、日本の生活保護問題はある意味高齢者問題であるとも言えるわけです。そして、六十

五歳以上の方のうち、年金を受給していない人は四十九万三千七百九十一人、つまり五一%になります。

今回、十年間納付、十年以上納付したということで年金を支給してもらえる人もいらっしゃるわけですが、残念ながら、金額がそんなに高くありません。先ほどの答弁にもありましたとおり、年金をもらう、しかしそれで不十分な場合は、生活保護の支給をその引いた分、残りをもらうという形なわけですから、年金を受給していない人が五一%ですが、年金をもらつていても生活保護の対象になるという人ももちろんいらっしゃるわけで

す。何が言いたいか。日本の生活保護の半分は六十五歳以上である、そして無年金の人が半分占めている、つまり、全体で生活保護の受給者の四分の一が無年金の人である。ということは、生活保護制度をどうするかというときに、もちろんそのときも議論しましたが、無年金をどうなくしていくかということが極めて重要です。

ところで、今、非正規雇用が四割を突破をしています。これから十年、二十年、三十年、四十年たったときに、非正規雇用で保険料を払つていなかつて、これが無年金に、大量の無年金者が日本の近未来、将来誕生する。それを全部、というか、食べていけないというか、暮らしていけないわけですから、じゃ生活保護で面倒を見るのかというと、それも莫大なお金が掛かる。それを私たちが今の時点ですべてどう解決していくかということを厚生労働省にお聞きをしたいと思います。

現在、厚生年金に入っている人は総勢三千五百九十九万人、そして国民年金に入っている人は千七百四十二万人です。それぞれの年齢別、男女別の資料もいたしました。それで、逆に厚生労働省にお聞きをいたします。非正規雇用の人で厚生年金に入つていない人、国民年金に入つていない人はどうぞぐらいますか。

○政府参考人(伊原和人君) お答えを申し上げます。

今御質問ございました非正規雇用の方で厚生年金に入つていない人の数、それから国民年金に入つていない人の数というのは、本来それの制度に加入すべき人数が実際把握できないので、

推計することはちょっと困難でございます。しかしながら、これまで一度も厚生年金や国民年金といった公的年金に加入していない人のうち、勤務先の呼称がパート、アルバイト、労働者派遣事業者の派遣社員、それから契約社員や嘱託であるといった人の数につきましては、平成二十五年の公的年金加入状況等調査によりますと合計約三万人というふうになつております。

○福島みづほ君 確かに、一度も厚生年金、国民年金に入つていない、あるいは入つたとしても、今の前提で将来無年金になる人の数をカウントすることは非常に困難とは思います。しかし、どうでしょうか、日本の中で将来起り得る大きな課題ですね、無年金者が出てくるという問題は、そのことについて、厚生労働省として本腰入れて、この様々なシミュレーションや人数の把握をするべきではないでしょうか。

○政府参考人(伊原和人君) 先ほど石橋委員の御質問の中にもありましたように、当然、若い方で年金制度に未加入な方については職権で適用していくということをしなきやいけませんし、あるいは加入していただいていても保険料が未納な方に対するまして、やはり保険料を納めていただき、あるいは所得が少ない場合には免除の申請をしていただくというのは非常に大事だと考えておりまして、我々としましては、ねんきん定期便できつとそういう情報をお知らせしてちゃんと手続きをしていただくとか、そういうことを懸命にやっていきたいと考えております。

ただ、把握するということになりますと、先ほど申し上げましたように、データの分析始めとして膨大な作業が必要となりますので、現時点では防ぐかというふうに考えるべきだと思います。端的にお聞きをします。非正規雇用を増やしてきた政策は間違つていませんか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 非正規雇用を増やしてきたという、意思を持つて増やしたかのようにおっしゃつておられますですが、そんなことは全くないわけで、ちなみにこの十年間の非正規の増加分、約三百五十万人ぐらいおられると思いますが、そのうちの七十%強は高齢者です、先生さつ

これで大体一〇〇%に近く説明ができてしまふぞ。その後、継続的に働いていらっしゃる場合には非正規になつていらつしやる、つまり定年が六十のままで再雇用をされているということです。そういう形になつていることは事実でございます。

一方で、ストックで見れば女性が五〇%強ありますから、非正規問題は女性の問題でもあるということであるからこそ、私たちは今、同一労働同一賃金というのをやつてゐるわけでありますので、私たちの政権になつて、たしか十五・四半期連続で非正規から正規になる人の方が正規から非正規になる人よりも多くなつて、去年は正規が八年ぶりに増えた、こうしたことになつていて、意図を持つて非正規を増やしているかのような政策は全く取つていないと。むしろ、正社員化を進めるために、派遣法を含め絶えず考えているところでござります。

○福島みづほ君 派遣法の改悪も、非正規雇用を増やした理由だと思います。結果的に非正規雇用が増えているじゃないですか。どの時代よりも非正規雇用は増えていますよ。どの時代よりも増えている。四割以上が、働く人の、非正規雇用。女性なら非正規雇用でいいというわけないでしよう。女性や高齢者、それで若者も増えていますよ。皆さんたちの実感もそうじやないです。皆さんたちの周りで、子供たちあるいは孫の世代やみんな、フリーターというか非正規雇用、契約社員つて本当に増えていますよ。いつの時代よりもとうか、非正規雇用が四割を突破した。

なぜこの質問をするかというと、厚生年金に入つてない、あるいは国民年金に入つていて、金に入つてない、これをどう拡充していくの営業主で働いている人も本当に増えています。そこで、質問いたします。非正規雇用で厚生年金に入つてない、これをどう拡充していくのか、厚労省の決意をお聞かせください。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今御指摘ございましたように、近年、就労状況の多様化というのがござつたように、

ざいまして、国民年金の被保険者のうち約四割は被用者でございます。それから、第三号被保険者、これも約五割は就業しているという状況にござります。なるべく、働いている方にはその働き方に見合つた形で厚生年金をしっかりと適用していく、これが私たち大事だというふうに思つております。

具体的には、この十月から大企業、五百一人以上の大企業で働く約二十五万人の短時間労働者、これに厚生年金の適用拡大を実施をいたしました。あわせまして、現在御提案を申し上げております法案の中では、五百人以下の中小の企業、この方々にも適用拡大の道は開く必要があるだろうと、いうことで、ただ、中小でございますので無理やりといふわけにはいきませんので、労使合意の下、手挙げ方式によって適用拡大を図つていてこられるところでござります。

その上で、今般御提案を申し上げておりますような改正を経た上でござりますけれども、更に適用拡大を検討する、こういった方向で検討しておりますが、いざれにしましても、短時間労働者おりまして、いざれにしましても、短時間労働者の方々がきちんと厚生年金適用できるように、就労調整を防いで労働参加を支援する、それによつて所得、そして年金の確保を図つてしまひたい、これが基本的な姿勢でございます。

○福島みづほ君 少しずつ厚生年金への拡充をやっていらっしゃるのは存じてます。しかし、まだまだ本当に足りない。それから、厚生年金を受給できるよう、被用者であればですね、そして国民年金に入る人も増やすような努力を厚生労働省は是非お願ひしたいと思います。

〔理事島村大君退席、委員長着席〕

今日は、厚生労働省の方から非正規雇用で厚生年金にも国民年金にも入つてない人を何らかの形で把握し、そしてやつていただきたいという答弁がありました。是非、無年金になる人を防ぐということで、それは誰だつて年金もらいたい、しか

もきちんと暮らしたいと思つてゐるわけですか、その方向で厚生省と労働省が共に努力をしていただきたいたいということを申し上げ、私の質問を終わります。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

一問目、大臣、大変ありがとうございます。今まで多くの議員が一問目をしつかり聞いて、これから、もちろん教育もそうですし、正しい知識についての広報も行つていただけた。私は確認いたしましたので、そちらの質問は飛ばさせていただきます。ありがとうございました。

先日もお話ししましたように、やっぱりモラルハザードをいかに防いでいくか、これから私どももしっかりと正しい知識を広報していくとともに、教育にも力を入れていく、これはもう超党派の皆様方でもこれから取り組んでいかなければなりません。大変大きな問題だと思っておりますが、しっかりと納めていただくためにも、どういうメリットがこの年金の制度の中に仕組まれているのかといふことも私どもは併せて広報していくべきやいけないですよね。

その中で、なかなか、年金制度というと老齢年金イコールだと思つていらっしゃる方が多いのも、これ大変残念なことでございます。私も産業医やつておりますので、時々やつぱり働けなくなってしまうような大きな疾患にかかるてしまふ方がいらっしゃいます。そういうときに私もお願いするのが、障害年金というものもございますよといふことです。

この障害年金というのは、現役世代の年金とも呼ばれおりまして、年齢にかかわらずに、しっかりとその働けないための保障というものが、もしかここで納付をしている、その納付の要件を満たしていればもらえるものでございます。

ですから、保険料をしっかりと納付するということは、もし何か自分がつて働けなくなつたときのセーフティーネットにもなるんだよということが正しく広報されなければならぬことと思つております。

直近の調査では、平成二十五年に、公的年金加入状況等調査で全国九万世帯を対象に障害年金について知つておられる方の割合を調べました。その結果、回答のあつた方のうち障害年金について御存じであると回答された方は五七・一%という状況でございました。年齢階層別に見ますと、五十代が最も高く、約七割近くの方が御存じでありました。が、一方で、二十代の方は五割に満たない認知度でございました。

こうした状況もありますので、政府広報やホー

ますが、この障害年金制度の趣旨について、鈴木局長、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(鈴木俊彦君) 今御指摘ございましたように、公的年金制度は、高齢期の所得保障だけではなくて、障害とか死亡、こういったことに伴つて生活の安定が損なわれることを防止する、これも大事な目的でございます。

その中で、具体的には、障害年金は、現役の期間に障害を有する状態になつて所得を得る力が失われる、あるいは減退する、こういったことが起きた場合に対応する保障の仕組みでございます。

したがいまして、この障害年金による保障でございますが、公的年金制度に加入して保険料の負担を行つていただいている方々、こういった方々にとりまして、万一障害を有する状態となつた場合の生活の安定に大きな役割を果たしている、こういうふうに承知をいたしております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございました。

このような制度もあるんだよということを、多くの皆様方にお話ししましたら、そんなものがあつたんですかということで初めて認識をなさる社員の皆様方もいらっしゃいます。

でも、果たして、この事実というものを厚労省はつからでいらっしゃいますでしょうか。一般的の方がどれだけこの障害年金について認知度あるのかなどいふことも調査なさつたことがあるのか、済みません、お教いいただけますでしょうか。

○政府参考人(伊原和人君) お答え申し上げます。

ムページの活用だけでなく、日本年金機構で実施している学校現場における年金セミナー等を通じた一層の周知、広報を図つていかなければいけないと、このように考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

皆様方にも資料を本日はお配りをさせていただきております。この資料の一一番になつておりますのが障害年金ガイドということで、これは窓口でも配つているものというふうに私も認識をいたしております。

しかし、御覽になつていただくと、大変中身複雑でございます。障害年金といふものを理解するのもそうですし、窓口の方々もなかなか理解することができないからこそ正しい説明をすることもできなくて、受給ができる方がそこまで行き着かないのではないかというふうな疑問点も私聞いてまいりました。

そこで、資料の二も御覧いただきたいと思います。これは厚労省が行つた調査でございます。身体障害者の障害年金の受給状況に係るサンプル調査という結果です。障害年金を受給していない方に対する、障害年金を受給していらない理由というものを調べたものです。

対象者は障害者手帳を交付されている方です。そこで、障害者手帳を交付されているといふことは障害の制度についてもそれなりに知つていらっしゃるというような前提だと思っていましたが、それでも、三百三十五人中二百九十五人の回答の中で、障害年金が該当しないと思つた、一三%、十九%、障害年金が分からなかつたと回答した百二名の方々に戸別訪問して請求の勧奨を行つたところ、この中の二十七名が障害年金を受給することになった。

手帳を持っていても、やはりそういうような制度というものを持つておられた方が五%いらっしゃいます。障害年金の制度を知らなかつた、手続方法が分からなかつたと回答した百二名の方々に戸別訪問して請求の勧奨を行つたところ、この中の二十七名が障害年金を受給することになった。

うことがこのケースによつても分かつてくると思います。

大臣 現在、社会保障審議会の年金事業管理部

会といふものでもこういうことをしつかり今議論していただいている、私はそういうふうに議事録も広報し続けていく必要があると思いますけれども、どのような御意見をお持ちでいらっしゃいます。

○國務大臣(塩崎恭久君) お願いいたします。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘のように、このアンケートだけ見ても約二割の方が障害年金を知らないかたと、こういう実態であるということはやはり真摯に受け止めていかなければいけないというふうに思つています。

こういう結果も踏まえて、平成二十六年度から、市町村が障害者手帳を交付する際に、今手帳を持つていても知らないという方がおられるという話であります。障害年金制度あるいは請求手続を説明をしたりーフレットを同時に配付をするということを始めさせていただいております。さらに、社会保障審議会の議論を踏まえて、日本年金機構では本年四月から、視覚、聴覚に障害のある方に対して、手話とかあるいは字幕スーパーを用いて障害年金について説明したDVDの貸出し、あるいはインターネット動画を配信をしております。

こういったことを含めて、今後とも障害者の方々に対して障害年金の存在がしっかりと周知をされ、また手続のこともどうやつたらいいか分かるよう、関係団体の意見なども踏まえて周知の工夫を検討していかなければならぬといふふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今のDVDの話でございますが、資料三に付けております知的障害者のサンプル調査の結果によつても、実は知的障害者の皆様方、制度を知らなかつたり、その請求手続が大変難しいので手続

この制度自体がよく分からぬといったような回答を寄せていらっしゃる方が多い。その結果を受けて、DVDをでは配付しましようかということがあります。

大臣 現在、社会保障審議会の年金事業管理部

会といふものでもこういうことをしつかり今議論していただいている、私はそういうふうに議事録も広報し続けていく必要があると思いますけれども、どこのような御意見をお持ちでいらっしゃいます。

○國務大臣(塩崎恭久君) お願いいたします。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘のように、このアンケートだけ見ても約二割の方が障害年金を知らないかたと、こういう実態であるということはやはり真摯に受け止めていかなければいけない

というふうに思つています。

こういう結果も踏まえて、平成二十六年度から、市町村が障害者手帳を交付する際に、今手帳を持つていても知らないという方がおられるという話であります。障害年金制度あるいは請求手続を説明をしたりーフレットを同時に配付をするということを始めさせていただいております。さらに、社会保障審議会の議論を踏まえて、日本年金機構では本年四月から、視覚、聴覚に障害のある方に対して、手話とかあるいは字幕スーパーを用いて障害年金について説明したDVDの貸出し、あるいはインターネット動画を配信をしております。

こういったことを含めて、今後とも障害者の方々に対して障害年金の存在がしっかりと周知をされ、また手続のこともどうやつたらいいか分かるよう、関係団体の意見なども踏まえて周知の工夫を検討していかなければならぬといふふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今のDVDの話でございますが、資料三に付けております知的障害者のサンプル調査の結果によつても、実は知的障害者の皆様方、制度を知らなかつたり、その請求手続が大変難しいので手続

この制度自体がよく分からぬといったような回答を寄せていらっしゃる方が多い。その結果を受けて、DVDをでは配付しましようかということがあります。

大臣 現在、社会保障審議会の年金事業管理部

会といふものでもこういうことをしつかり今議論していただいている、私はそういうふうに議事録も広報し続けていく必要があると思いますけれども、どこのような御意見をお持ちでいらっしゃいます。

○國務大臣(塩崎恭久君) お願いいたします。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘のように、このアンケートだけ見ても約二割の方が障害年金を知らないかたと、こういう実態であるということはやはり真摯に受け止めていかなければいけない

というふうに思つています。

こういう結果も踏まえて、平成二十六年度から、市町村が障害者手帳を交付する際に、今手帳を持つていても知らないという方がおられるという話であります。障害年金制度あるいは請求手続を説明をしたりーフレットを同時に配付をするということを始めさせていただいております。さらに、社会保障審議会の議論を踏まえて、日本年金機構では本年四月から、視覚、聴覚に障害のある方に対して、手話とかあるいは字幕スーパーを用いて障害年金について説明したDVDの貸出し、あるいはインターネット動画を配信をしております。

こういったことを含めて、今後とも障害者の方々に対して障害年金の存在がしっかりと周知をされ、また手続のこともどうやつたらいいか分かるよう、関係団体の意見なども踏まえて周知の工夫を検討していかなければならぬといふふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今のDVDの話でございますが、資料三に付けております知的障害者のサンプル調査の結果によつても、実は知的障害者の皆様方、制度を知らなかつたり、その請求手続が大変難しいので手続

この制度自体がよく分からぬといったような回答を寄せていらっしゃる方が多い。その結果を受けて、DVDをでは配付しましようかということがあります。

大臣 現在、社会保障審議会の年金事業管理部

会といふものでもこういうことをしつかり今議論していただいている、私はそういうふうに議事録も広報し続けていく必要があると思いますけれども、どこのような御意見をお持ちでいらっしゃいます。

○國務大臣(塩崎恭久君) お願いいたします。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘のように、このアンケートだけ見ても約二割の方が障害年金を知らないかたと、こういう実態であるということはやはり真摯に受け止めていかなければいけない

というふうに思つています。

こういう結果も踏まえて、平成二十六年度から、市町村が障害者手帳を交付する際に、今手帳を持つていても知らないという方がおられるという話であります。障害年金制度あるいは請求手続を説明をしたりーフレットを同時に配付をする

ということを始めさせていただいております。さらに、社会保障審議会の議論を踏まえて、日本年金機構では本年四月から、視覚、聴覚に障害のある方に対して、手話とかあるいは字幕スーパーを用いて障害年金について説明したDVDの貸出し、あるいはインターネット動画を配信をしております。

こういったことを含めて、今後とも障害者の方々に対して障害年金の存在がしっかりと周知をされ、また手続のこともどうやつたらいいか分かるよう、関係団体の意見なども踏まえて周知の工夫を検討していかなければならぬといふふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今のDVDの話でございますが、資料三に付けております知的障害者のサンプル調査の結果によつても、実は知的障害者の皆様方、制度を知らなかつたり、その請求手続が大変難しいので手続

この制度自体がよく分からぬといったような回答を寄せていらっしゃる方が多い。その結果を受けて、DVDをでは配付しましようかということがあります。

大臣 現在、社会保障審議会の年金事業管理部

会といふものでもこういうことをしつかり今議論していただいている、私はそういうふうに議事録も広報し続けていく必要があると思いますけれども、どこのような御意見をお持ちでいらっしゃいます。

○國務大臣(塩崎恭久君) お願いいたします。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘のように、このアンケートだけ見ても約二割の方が障害年金を知らないかたと、こういう実態であるということはやはり真摯に受け止めていかなければいけない

というふうに思つています。

こういう結果も踏まえて、平成二十六年度から、市町村が障害者手帳を交付する際に、今手帳を持つていても知らないという方がおられるという話であります。障害年金制度あるいは請求手続を説明をしたりーフレットを同時に配付する

ということを始めさせていただいております。さらに、社会保障審議会の議論を踏まえて、日本年金機構では本年四月から、視覚、聴覚に障害のある方に対して、手話とかあるいは字幕スーパーを用いて障害年金について説明したDVDの貸出し、あるいはインターネット動画を配信をしております。

こういったことを含めて、今後とも障害者の方々に対して障害年金の存在がしっかりと周知をされ、また手続のこともどうやつたらいいか分かるよう、関係団体の意見なども踏まえて周知の工夫を検討していかなければならぬといふふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

今のDVDの話でございますが、資料三に付けております知的障害者のサンプル調査の結果によつても、実は知的障害者の皆様方、制度を知らなかつたり、その請求手続が大変難しいので手続

おかなきやいけないなというふうに認識をさせていくことでも重要なんです。二十歳くらいの人が、もう六十何歳という遠い未来のことではなく、もしかしたらあした自分が何か起こつてくるかもしれない、そのときのためのちゃんとしたセーフティーネットなんだという認識を持つための、まずは私は、厚労省の中、そして日本年金機構の中の認識をえていくことから始めていきたくと思つております。

ところで、この障害年金について実は我々医療従事者の皆様方に障害年金について広く知つていただくということをやつていきたいというふうに思います。しかも、厚労省の中、そして日本年金機関の中の認識をえていくことから始めていきたくと思つております。

医療従事者もよく知らないんです。本当にここは知識も不足して大変申し訳ないなという思いでございますけれども、やはり今回、疾患を抱えるがん患者などの就労支援の講座なども厚労省企画してくださつたり、地域の産業保健センターなども拡充してくださいます。そういうところも通じてしっかりと今後発信して、また教育研修も行つていく必要があると思いますが、大臣、最後に御意見いただきたいと思います。

○国務大臣(塙崎恭久君) おつしやるよう、この障害年金の受給資格がある方が適切に障害年金をしつかりと受け取れるようにするためには、医療従事者、医療関係者、こういった方々、福祉の皆さん方にもそうですが、この障害年金制度のことを知つていただくことが大事でありますので、周知を図らなければならないというふうに思ひます。

今、これは、産業保健総合支援センターについては薬師寺委員からも度々御指摘をいたいでいるわけでありますけれども、産業保健スタッフなどを対象に、がんなどの疾患を抱える従業員の治療と職業生活の両立支援に関する研修を行つていますので、この中で障害年金についても周知をしています。

また、毎年実施をしている障害年金に関する認定基準の見直しというのがあります、これに当たりますので、この中で障害年金についても周知をしています。

それを幅広く広げていくことを通じて、医療従事者の皆様方に障害年金について広く知つていただくということをやつていきたいというふうに思います。

○薬師寺みちよ君

ありがとうございます。

やはり病床でこれから先どうやつて生きていつたらいんだという方々に、こういう制度もあるよと、その一言がもしかしたら救いの手になるかもしれません。ですから、私ども医療者としてもう一度やつぱりこういうものを学び直していくなければならぬと思ってたのとともに、やつぱり広報の方、研修の方、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(羽生田俊君)

他に御発言もないようで

すから、質疑は終わらせていただきます。受給資格期間の短縮を消費税率の引上げより前倒しして実施することを決めたことは評価します。しかし、今回の法律案ではその実施時期は平成二十九年八月とされてこれまでの予定から四か月遅れ

となり、新たに年金の受給権を得る方々は、本来受給できていたはずの平成二十九年五月から八月分までの年金が受給できなくなります。受給資格期間の短縮は、その実施を心待ちにしていた方々の生活の一助となるよう、平成二十九年四月から実施すべきであります。

このような観点から、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、年金機能強化法の施行期日を平成二十九年八月一日から平成二十九年四月一日に改めるとともに、これに伴う所要の規定の整備を

行うものであります。

げを平成三十一年十月まで延期することを決め、受給資格期間の短縮の実施も再延期されることになりました。

無年金者の救済は喫緊の課題であり、政府が受給資格期間の短縮を消費税率の引上げより前倒しして実施することを決めたことは評価します。しかし、今回の法律案ではその実施時期は平成二十九年八月とされてこれまでの予定から四か月遅れ

となり、新たに年金の受給権を得る方々は、本来受給できていたはずの平成二十九年五月から八月分までの年金が受給できなくなります。受給資格期間の短縮は、その実施を心待ちにしていた方々の生活の一助となるよう、平成二十九年四月から実施すべきであります。

このような観点から、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、年金機能強化法の施行期日を平成二十九年八月一日から平成二十九年四月一日に改めるとともに、これに伴う所要の規定の整備を

行うものであります。

まず、足立君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(羽生田俊君) 少数と認めます。よつて、足立君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(羽生田俊君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生田俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(羽生田俊君) 有关する調査のうち、がん対策基本法の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元に配付いたしております草案を提出することで意見が一致いたしました。

まず、草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

がんは我が国で昭和五十六年より死因の第一位であり、平成二十六年には年間約三十七万人ががんで亡くなつており、生涯のうちに国民の約二人に一人ががんにかかると推計されております。このように、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題となつていています。

平成十八年に制定された現行のがん対策基本法は、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の均一化の促進、研究の推進等を基本的施策としており、この基本法に基づき、国、地方公共団体、がん患者を含めた国民などが一体となつて、がん対策が進められてきました。

しかし、がんの早期発見のためにがん検診をよ

ること。

3 十八歳までの子供・障害者(児)・一人親世帯の医療費無料化を国の制度にすること。

4 医療・介護の保険料や窓口負担、利用料を軽減すること。

二、病院・ベッドの削減や医療費を抑える仕組みつくりなどを地方自治体に押し付けることなく、地域に必要な医療・介護・福祉の体制を拡充すること。

平成二十八年十一月二十五日印刷

平成二十八年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K